

給食車運行業務従事者の募集について

業務内容	由岐学校給食センターの給食運搬業務（業務委託期間：1年間）
募集人員	1名
応募資格	1 町内在住者で道路運送法（昭和26年法律第183号（以下「法」という。））の定めるところにより、安全運転に努めて信義を守り、誠実かつ正確、そして善良な車両の点検、自動車の構造の欠陥、または機能に支障がないよう管理に細心の注意を払い運転できる者であること 2 学校教育運営に関する重要な業務であるので、教育に理解があり、特に衛生管理・健康管理に留意し、且つ誠実で責任感の強い心身ともに健全な者であること 3 国、県、町税を滞納していないこと 4 業務を代行できる資格を有する保証人がいること
申込期間	平成20年2月27日から3月14日まで
選考方法	競争入札
申し込み 問合せ先	申し込み用紙は、美波町教育委員会にあります 美波町教育委員会（☎77-3620）

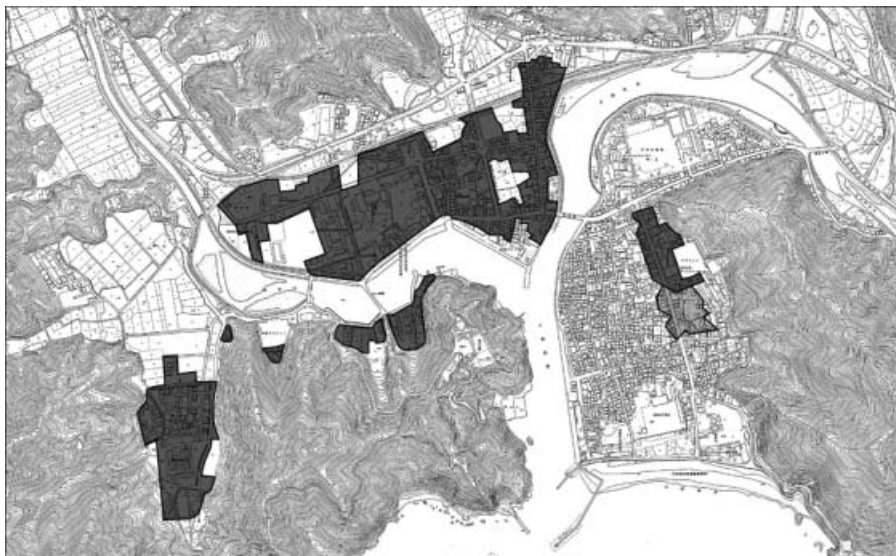
●公共下水道使用可能区域の追加のお知らせ

平成20年3月1日より奥河内字本村の一部区域において、工事完成により下水道の使用が可能となります。

今後、大浜海岸方面へと整備を進めますので、周辺住民の方々にはご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

◎下水道使用可能追加区域……奥河内本村の一部区域（※下記区域図参照）

下水道使用可能区域図



■ 使用開始済区域 ■ 今回追加区域

※区域の詳細については役場建設課へお問い合わせください。

●公共下水道事業受益者負担金の賦課区域決定について

下水道使用可能区域の追加により、上記下水道使用可能区域について受益者負担金が賦課されます。受益者負担金の額は1件につき10万円（10期2年間）となります。

ただし、空き家及び空き地等については徴収が猶予されます。

下水道Q&A

Q. 受益者負担金は公共下水道に接続してから支払うのですか？

A. いいえ、受益者負担金は下水道が使えるようになった区域等で決定された区域の方々に納めていただくこととなります。

ですから、接続していない建物で下水道を使用していなくても、所定の納期限までに納付して頂くこととなります。3年目までに接続いただくと年数に応じて奨励金が支給されますので、早めの接続をお勧めします。

-- 下水道は快適な生活環境をサポートします --

※ 公共下水道についてのお問い合わせは役場建設課（☎77-3618）まで

シリーズ63

快適生活
下水道

